

大阪府ツキノワグマ出没対応方針 概要

【背景】

これまで大阪府域ではツキノワグマの生息は確認されていないが、近隣府県での生息域の拡大により、平成26年度は集落近くでの出没が増えている。

(目撃情報等)

平成12年	平成16年	平成17年
能勢町・高槻市等の北摂地域(目撃・他県で捕獲)	能勢町(目撃2件) 阪南市(目撃)、和泉市(目撃)	能勢町(足跡)

(平成26年度の目撃情報等)

H26.5.5 茨木市 (集落から約100m、足跡)

6.19 豊能町 (集落から約500m、捕獲)

7.14 高槻市 (集落から約100m、目撃)

【対策】

大阪府ツキノワグマ出没対応方針

基本的考え方 『住民や自然公園等の利用者の安全確保を最優先する。』

- ・大阪府域は都市部だけではなく周辺域でも人間活動が活発であり、ツキノワグマの出没が確認された場合、そのまま放置すると、人とツキノワグマが遭遇する可能性が高くなると想定される。
- ・またツキノワグマの恒常的な生息域ではないことを考慮し、住民と自然公園等の利用者の安全確保を最優先とする。
- ・そのため、まずは出没を予防し、出没時には人身被害等を未然に防ぐ必要があり、それらの対策については、鳥獣保護法に基づく有害鳥獣捕獲の許可権者である市町村が行い、大阪府は技術支援や近隣府県・市町村との連絡調整等を行う。

対策の概要

① 出没の予防

- ・市町村は、集落周辺の収穫しない柿や栗などの誘引物の除去や生ゴミを野外に放置しないこと、通学路等の道路や川沿いのやぶの刈払い等の取り組みを進め、長期的に出没を抑制するために、里山林の適正な整備によりツキノワグマの隠れ場所を減らし、出没防止のための緩衝帯設置等の環境整備に努める。

② 人身被害の防止

- ・大阪府は、近隣府県や府内の市町村におけるツキノワグマの目撃情報等を収集し、市町村や大阪府、猟友会等の関係者により出没が確認された場合、市町村へ情報提供を行う。
- ・市町村は猟友会や警察等の関係機関との緊急連絡体制を整備し、目撃情報等の速やかな情報伝達に努める
- ・また、山林内で足跡等の痕跡や目撃情報があった場合、住民や入山者への注意喚起や巡回、やぶの刈払い等の警戒態勢をとる。
- ・さらに、集落やその周辺での出没や過去の出没状況により人身被害が生じるおそれがある場合、またはツキノワグマの存在による恐怖心や危険回避のため日常生活が制限されるなどの生活環境被害が発生している場合、大阪府及び近隣市町村と連絡調整し、集落やその周辺に電気柵等を設置するとともに、有害鳥獣捕獲(捕殺)を実施する。

③ 誤捕獲の防止

- ・市町村は、ツキノワグマの目撃情報があった場合、シカ・イノシシの有害鳥獣捕獲において「くくりわな」の使用は控えるものとし、檻については扉を一時的に固定する(もしくは閉める)、またはツキノワグマが逃げられる構造(天井に直径30cm程度の穴をあけたもの)の檻等を使用するように努める。
- ・また、誤捕獲が発生した際には、人身被害の危険性がないと判断し、周辺住民の合意が得られた場合、速やかに放獣を実施する。